

議案第 5 8 号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 6 年 8 月 2 7 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、母子及び寡婦福祉法の一部改正により、職の名称が改められることに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。